



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年8月2日金曜日 第531号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....（経営支援課）... 544

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）... 547

保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）... 547

保安林予定森林.....（"）... 547

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 547

落札者等の告示.....（土木管理課技術企画室）... 548

道路の区域変更（県道湯山高縄北条線外）.....（中予地方局管理課）... 548

道路の供用開始（県道湯山高縄北条線）.....（"）... 549

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 549

道路の供用開始（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 549

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....（選挙管理委員会）... 549

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（"）... 551

公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 551

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第763号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区 中瀬一丁目5番地1 代表取締役 井出 武美 ほか11者	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区 中瀬一丁目5番地1 代表取締役 井出 武美 ほか10者	令和5年 7月31日 ほか	令和6年 7月23日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第764号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フジ新居浜店別棟	新居浜市新須賀町甲557番1外	大規模小売店舗の名称	フジグラン新居浜別棟	フジ新居浜店別棟	令和6年11月20日	令和6年7月24日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和6年3月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ ほか2者	株式会社レデイ薬局 ほか1者	令和4年6月5日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第765号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出の日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田155番地 外21筆	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	えひめ未来農業協同組合 午前8時から午後10時まで 株式会社レデイ薬局 午前9時から午後10時まで 株式会社西松屋チェーン、株式会社大創産業 午前10時から午後8時まで 株式会社イエローハット 午前10時から午後9時まで 株式会社アライアンス 午前10時から午後9時まで 株式会社アライアンス 午前10時から午後12時まで 大黒天物産株式会社 24時間	株式会社西松屋チェーン、株式会社大創産業 午前10時から午後8時まで 株式会社イエローハット 午前10時から午後9時まで 株式会社アライアンス 午前10時から午後12時まで 大黒天物産株式会社 24時間	令和6年7月20日	令和6年7月19日

		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 1 午前 7 時から午後 6 時まで 荷さばき施設 2、3 午前 6 時から午後 10 時まで 荷さばき施設 4 午前 8 時から午後 12 時まで 荷さばき施設 5 午前 6 時から午後 8 時まで	荷さばき施設 1、2、3 午前 6 時から午後 10 時まで 荷さばき施設 4 午前 8 時から午後 12 時まで 荷さばき施設 5 午前 6 時から午後 8 時まで	
--	--	----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第766号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジ新居浜店別棟	新居浜市新須賀町甲 557番 1 外	駐車場の位置及び収容台数	72台	100台	令和 7 年 3 月 25 日	令和 6 年 7 月 24 日
		駐輪場の位置及び収容台数	57台	36台		
		荷さばき施設の位置及び面積	131平方メートル	135平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	11 9立方メートル	22 4立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社レデイ薬局、株式会社フジモータース 午前 9 時から午後 10 時まで 株式会社フジ 午前 10 時から午後 12 時まで	株式会社レデイ薬局、株式会社フジモータース 午前 9 時から午後 10 時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時 45 分から午前 0 時 15 分まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4 箇所	3 箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 9 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町出目地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・鬼北・松野地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年8月5日から9月2日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第768号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町中津字休場186の4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第769号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西条市丹原町寺尾乙35の2、乙78の1、乙79、乙80の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹原町寺尾乙35の2・乙78の1・乙79・乙80の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第770号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県今治市宮窪町宮窪1805番地 藤本和之	愛媛県今治市宮窪町宮窪2565番地 関真也	愛媛県今治市宮窪町宮窪2726番地 藤石貴光	宮窪	愛媛県漁業協同組合

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県伊予市湊町214番地3 大森日出雄	愛媛県伊予市湊町349番地 亀岡憲孝	愛媛県伊予市湊町217番地3 加納正則	伊 予	伊予漁業協同組合

(愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県宇和島市津島町塩定121番地 河野慎	愛媛県宇和島市津島町泥目水196番地 岩本正幸	愛媛県宇和島市津島町田の浜1707番地1 西田義幸	下 灘 第 二	愛媛県漁業協同組合

(愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県大洲市長浜甲592番地10 和田正幸	愛媛県大洲市長浜甲575番地1 松原和則	愛媛県大洲市長浜甲590番地16 小西憲平	長 浜	長浜町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年8月2日から16日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

愛媛県東予地方局管内の加入区	愛媛県東予地方局農林水産振興部 今 治 支 局 水 産 課
愛媛県中予地方局管内の加入区	愛媛県中予地方局農林水産振興部 水 産 課
愛媛県南予地方局管内の加入区	愛媛県南予地方局農林水産振興部 水 産 課 愛媛県南予地方局農林水産振興部 八 幡 浜 支 局 水 産 課

○愛媛県告示第771号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
土木設計積算システム用端末機の借入れ (パソコン220台、搬入、設置、調整、撤去、保守一式)	愛媛県土木部土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年7月17日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	2,300,000円 (月額)	一般競争入札	令和6年6月7日

○愛媛県告示第772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙440番34地先から 同市横谷乙440番67まで	旧	メートル 33.7~37.5	キロメートル 0.035	
			新	37.5~46.5	0.035	
"	長井方堀江線	松山市東大栗町甲1336番2	旧	4.6~6.0	0.014	
			新	4.8~10.1	0.014	

"	砥部伊予松山線	松山市高岡町123番1地先から 同町120番1まで	旧	4.1～9.6	0.098	
			新	8.4～23.1	0.098	

○愛媛県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙440番62から 同市横谷乙440番67まで	令和6年8月2日

○愛媛県告示第774号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年8月2日

愛媛県中予地方局長 矢 野 梯 二

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
6中局建（開）第10号 令和6年7月24日	伊予市稲荷字明見前甲609番1	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡

○愛媛県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字小除1289番10から 同町大竹字小成乙915番10まで	令和6年8月2日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年8月2日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

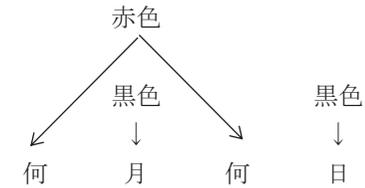
別記第5号様式の4を次のように改める。

第5号様式の4（ポスター掲示場）（第15条関係）

	3	1	<p style="text-align: center;">投 票 日 何 月 何 日</p> <p style="text-align: center;">忘れずに投票しましょう</p> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p style="text-align: center;">市（町）選挙管理委員会</p> <p>○ ポスターは、指定された番号の区画にはつけてください。</p> <p>○ この掲示場は、何選挙候補者以外の方は使用できません。</p> <p>○ 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。</p>
	4	2	

備考

- 1 一の掲示区画の大きさは、縦・横それぞれ42センチメートル以上とする。
- 2 区画を区分する線の幅は、おおむね1センチメートルとする。
- 3 ポスター掲示場の表面は、掲示区画を除き白塗りとする。
- 4 文字は、黒色とする。ただし、次の部分の記載は、下記のとおりとすることができる。



忘れずに投票しましょう

↑

赤塗り・文字（11字）は白色

- 5 「忘れずに投票しましょう」の表示は、選挙の啓発のための他の表示をもって代えることができる。

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月2日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
省略			省略		
社会医療法人石川記念HITO病院	省略		社会医療法人石川記念HITO病院	省略	
一般財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院	四国中央市豊岡町長田603-1	令和6年7月25日			
省略			省略		
2～6 省略			2～6 省略		

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第9号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年8月2日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
生化学・免疫自動分析装置（検体検査自動化システム付）1式 （月額賃借料／県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和6年7月19日	NTT・TCリ－ス（株）四国支店 愛媛県松山市二番町三丁目6番地	2,938,800円	一般競争入札	令和6年6月7日
透析システム 1式 （月額賃借料／県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和6年7月19日	NTT・TCリ－ス（株）四国支店 愛媛県松山市二番町三丁目6番地	3,143,000円	一般競争入札	令和6年6月7日